

第11回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年11月6日（水）
印西市役所 会議棟204会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担当課 (市民安全課) 松田課長、細井主査、篠田主査補
(介護福祉課) 林所長、稲村主査、栗原主査補、小森谷主任主事

事務局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍聴者 なし

事務局 ただ今より、第11回補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、まず市民安全課所管補助金の11防犯組合運営事業補助金について、担当課から簡単に説明していただいた後、委員から質問させていただきますので、お願ひいたします。

担当課 防犯組合運営事業補助金について簡単に説明させていただきます。印西市防犯組合ですが、市内在住者であり、印西警察署管内防犯組合連合会から委嘱を受けた防犯指導員及び市の関係のある者を役員として組織され、市内の防犯活動に積極的に取り組んでいる団体でございます。組合は、11の支部と本部で構成されております。組合の活動は、地域の実情に応じ、独自に自発的に行っており、活動には市の補助金が交付されております。11支部の構成ですが、調書に記載してあるとおりです。昨年度に滝野支部が新しく加わっております。本部ですが、次の役員により構成されております。組合長、副組合長2名、理事18名、各支部長、消防団、町内会、婦人会等の会長が理事となっております。監事2名として、消防団団長、町内会自治会連合会会長となっております。顧問が2名おまして、印西警察署長、印西市長となっております。事務局は市民安全課で行っております。次に、本部活動として年に5回、支部長

会議を開催して連絡調整をとっております。主な内容としましては、5月に本部会議、総会を行い、9月に翌年度予算、防犯印西という広報紙の編集、11月も翌年度予算関係、防犯印西の編集、1月は防犯指導員の委嘱関係、翌年度予算の関係、3月は当年度の決算、役員の改選関係を行っております。また、各支部の活動は、主に防犯パトロールですが、徒歩によるパトロールや青色回転灯車両を使ったパトロールを地域の実情に合わせて、毎週から月2、3回実施しております。また、防犯啓発用の看板、立て看板やのぼり旗等を購入して設置管理を行ったり、各支部独自で防犯の広報を作って、それらを活用した啓発活動を行っております。また、登下校時における子供の見守り活動も行っており、各地域、町内会自治会等における防犯活動の指導、犯罪発生状況等の発信、祭礼等による警戒も行っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、順次質問させていただきます。

委員 前回の答申でも、支部の活動内容が明らかでないと言われていましたが、活動報告等はあるのですか。

担当課 年1回の本部会議の際に、各支部総会等を開催しておりますので、そういった総会資料を出していただいて、前年度の活動状況の報告をいただいております。

委員 その活動とお金との結びつきは、わかるのですか。

担当課 例えば、のぼり旗等の啓発物資を購入した場合は、決算報告が提出された際に、どういふものか購入したか内容を確認しています。防犯パトロールをした際の飲物代等も明記されていますので、そういった確認をしています。

委員 総会での報告に、そういう内容が入っているのですね。

担当課 はい。お金の流れとして、市から防犯組合へ補助金を交付しまして、各支部の活動ということで、本部から支部へ補助金を渡しています。基本的には領収書をつけて、実績報告をいただいています。その他に各支部の総会の際に、事業報告がされていますし、本部へも各支部ごとの事業報告の提出をお願いしています。

委員 報告はきちんとしているということですが、妥当性があるかだと思います。それが、補助金に値するのを見極めていく必要があると思います。例えば、調書に添付されている平成24年度防犯組合補助金予算積算書の本部活動費に、防犯ベストと防犯キャップが50個ずつ記載されています。23年度も同じ額なのですが、毎年必要なのかどうか疑問に思います。

担当課 防犯指導員は、2年に1回、委嘱をしています。その際は、各支部の指導員のメンバーが変わりますので、新規の方の分としてベストとキャップを購入しております。次の年度は、委嘱がないのですが、途中で防犯の活動を行いたいと新規に入る方がいた際に、ベスト、キャップを配れるように予算化しております。

委員 ベストは、使い回せるのではないですか。

担当課 防犯組合とは別に、パトロール隊が活動していきまして、その方達にベスト、キャップを使っていた場合もあります。

委員 これだけでは、妥当性がわかりません。きちんとチェックしていただいているならいいのですが。

担当課 だいたい新規で入れ替わる人数をみて、50着計上しております。

委員 のぼり旗用ポール等も長くもつものだと思いますが、毎年100本くらい買っているのですか。

担当課 はい。1年間使っていると台風等で損傷しておりまして、だいたい年に1回入れ替えるような形です。

委員 どうやって妥当性を見ているのか、きまりや仕組みはあるのですか。きまりがあれば、それに基づいてやっているから判断できると思いますが、きまりがないと、少なくともこういう書類を見て、毎年買っているけれど必要があるのか等、疑問が湧きますよね。

担当課 特段、きまりというものはありません。この補助金の性格は、政策的なものになっています。重点的にのぼり旗を出すところ、パトロールや広報紙に力を入れるところ等、各支部で違いますが、財政的な面を考慮してご協力していただいています。市では、ある程度の予算枠的な歯止めをしていますが、数量的な歯止めはしていません。

委員 予算枠で見えていて、活動内容については任せているというように理解したのですが、活動内容には、口出ししないというスタンスですか。

担当課 当然、本部からこの期間は、こういう運動をして下さい等の指示や、ご協力のお願いはしております。その他に支部ごとに独自色を出したものであるということで、各支部の意向に添った形で自主活動をしていただいています。

委員 印西市は、財政的に比較的余裕があるみたいですから、補助金の出し方も大らかな感じがします。まず、予算枠の中で任せて、内容や、何をどれだけ買うかについては、各支部で自由にやってもらっていて、それが適切かどうかも組合に任せているというイメージがあります。それでいいのでしょうか。活動については、各支部で同じようなことをやっていますが、何か購入する際は、数量とか単価もばらばらに発注していますよね。それが、自主に任せていることになるのでしょうか。基本的には、市民の税金から出ているわけですから、各支部に任せているからいいということでしょうか。例えば、同じ品物を買うのも知恵を出して、努力して安く買うところもあるし、適当に買っているところもあるかもしれないですよね。良い事を行った支部を紹介するとか、これくらいの価格で買ったとか情報を提供すべきです。それと、事前の質問の回答をいただいていますけど、お茶代も各支部によって違うのは、購入先が異なっているから単価が違っていると書いてありますが、補助金としてそれでいいのでしょうか。そもそもパトロールは、自主活動なのだから、お茶は自分達で持ち寄るのが本来の姿だと思います。お茶を出すとしても、標準的な単価を提示したりしていかないといけないと思います。それと、本部役員である監事が監査をしているということですが、内容等は、市として確認していますか。補助金を出した相手に、監査も任せっきりというのはいかがなものかだと思います。できれば、最小のコストで最大の活動成果を上げていただきたい。そのために、自主的に知恵を絞ってもらうというのが、本来の姿だと思います。各支部でいろいろなことをやっている中で、基準とか標準みたいなものを市として示していくべきなのではないでしょうか。

担当課 年に5回、支部長会議を開いて予算の報告等を受けていますが、その際に、今後は、補助額を減らしていくことをお願いしています。委員のご指摘については、ごもっともでございますので、その点も踏まえて改善を図りたいと考えております。

委員 支部の分け方ですが、人口比で分けているのでしょうか。例えば、中央駅南支部と他の支部が同じ人数というのが納得いかないという感じがします。駅周辺は、人が多いので、そういった人口が増えている所を中心に目を光らせるような活動をしていただければと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

担当課 支部の構成ですが、設立が昭和55年4月で、その当時は、合併前の旧印西市の中で、木下、大森、船穂、永治の4支部でスタートしております。その後、木下支部から小林支部を分割しまして、5支部になりました。平成5年になってからニュータウン地域の入居が始まって、活動してくれる方は、いましたが、組織はありませんでした。旧地区は、小学校区ですが、ニュータウン地域につきましては、中央駅の線路を挟んで南北という形で支部の立ち上げの協力をお願いして、立ち上がりました。また、その後に、牧の原圏も入居が始まり支部が立ち上がりました。そのような経緯で、小

学校区レベルの組織であれば、小学校の付き合いとか、地域の皆さんの顔が見える活動ができてよろしいと思いますが、面積的にも人口的にもアンバランスになっていますが、このような形になっています。また、旧印旛村、旧本埜村は防犯組合が存在しておりませんでしたので、印旛地区の中に岩戸支部、本埜地区に本埜支部、滝野支部が組織されました。行政的にこのエリアで作ってくださいというより、活動していただく皆さんの顔が見える範囲とか、組織の立ち上げしやすい範囲ということで、エリアの大小が存在します。今後、例えば中央南北にしても更に活動量が多くなり、小学校区に分けたいという意向になれば、そのような支部体制の変更もあり得るものと思っております。

委員 実態に見合った支部体制にさせていただくと、住民も安心感が増すと思います。それと、先程もお話がありましたけれども、同種の物を購入する際に、同時発注すれば、何割かは値段も安くなると思いますので、そういったところに目配りして、費用の拡大をできるだけ抑えていただきたいと思います。

委員 委員の皆さんがおっしゃるとおり、一括発注すれば単価が下がるし、経費的には安くなるのですが、支部ごとの支部活動としての一体感、自主性みたいなものは、損なわれるだろうと思います。ただ、皆さんご指摘のとおり他市と比べると、経費的に恵まれた中で活動している感じはしました。もう少し経費を抑えながらも、より効果的な活動ができないかと思いました。一部の支部かもしれませんが、事業を組み立てて事業費を請求しているようですので、活動している支部ほど補助金を出してもらえろというような意識があって、予算獲得競争のような面が若干あると思います。予算を獲得することが、目的とならないようなやり方がないかと思います。ですから、完全に自主性に任せるのではなくて、補助をする側として、最低限のやってもらうことを設定して、低額な補助にして、それを超してしまう支部に対しては、事業費を出すようにしてもいいのかと思います。補助額に見合った活動をしているのか、市としてどのように見ているのでしょうか。それと、どこまで補助金が認められるかわかりませんが、それぞれの支部に物品があっても保管場所がないし、拠点がありません。市でも配慮していただいているのですが、拠点づくりに資金を投入していけるようにはならないのでしょうか。

担当課 拠点については、ハード面の整備が伴ってきますので、既存の施設等を活用していただきたいと思います。昔は、財政課の指導もあって、物品は、市の予算で買って各支部に支給する方向性で進んでいたこともありましたが、活動の協力を求められる範囲で、またその方向性を打ち出したいと、各支部長には説明をしてご協力をお願いしているところでございます。支部への最低限の活動内容の設定ですが、今は、地域の安全週間や巡回の時はやっていただいておりますが、更に各支部でも独自に小学校やPTAと連携したパトロールを毎月定期的にやっているところもありますし、指導員

だけでも活動されるところもありますので、委員のおっしゃった方向も含めて支部活動の充実を図っていければと思います。

委員 予算は後からついてくるものとなるように、いかに充実させていくか、市の方の知恵を絞っていただきたいと思います。拠点作りは難しいということだったのですが、市の協力がないと、地域だけでは何ともし難いので、連携して考えていくような体制を作っていければいいと思います。

委員長 町内会として防犯パトロールに参加したことがあります。年1回くらいは支部主催のパトロールをしていますが、あとは町内会主体で防犯パトロールをしています。ベストも自分達で用意しています。だからとって補助してほしいというわけではなくて、形態は、いろいろあるのだろうと思います。地域によって、上手くパトロールができればいいのかなと思いました。本部機能ですが、役員がいるのはわかりましたけれどスタッフはどうなのですか。

担当課 事務局として市民安全課の職員が事務をやっている状況です。体制としては、各支部、警察と連携をしていければと思っていますが、組合長が9月に交替され、新しい組合長になり、活動についていろいろ考えがあるので、話をしながら支部長会議を通じて運営の仕方を考えていきたいと思っています。

委員長 この補助金は、団体としての人件費は一銭も出していないですよ。出してはいないですが、実際は、本部の仕事を役所がやっているということになりますよね。補助金の在り方として、役所が役所に補助金を出す、これは補助と言えるのかということになると思います。そういう意味では人件費を計上してもいいから、委託等の形で本部機能を充実させて、補助金を配分するのは、本部に任せるような形にすべきだろうと思います。結果として、市の職員の仕事はその分少なくなりますので、補助金額が増えても仕方ないと思います。現状は、正規給与をもらいながら補助団体の仕事をしていることになりますので、見直すべきだと思います。補助額は、いいと思いますが、流れとしてどうなのかという疑問を持ちました。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、この補助金は以上で終わりにします。次に、12印西市防犯灯設置費等補助金について、説明お願いいたします。

担当課 防犯灯設置費等補助金について説明いたします。まず、防犯灯と言われるものが犯罪防止のために道路を照らす簡易的な照明で、主なものが電柱に設置されている蛍光灯の照明のことを言います。現在、市内全域に設置しております、その全てを市が管理することが難しい中で、生活している地域の皆さんに防犯意識の高揚を含めて管理をしていただいております。設置についても地域の必要なところを自分達で判

断していただくということで、計画を立てていただいております。それにかかる設置費、球切れ等の補修費の85%と電気料金の100%を補助しております。地域団体は、市内全域で159団体ございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、質問させていただきます。

委員 市の直轄よりも、補助金の方がやりやすいと思います。ただ、予算よりもオーバーしていますよね。事前の質問の回答を読むと、防犯灯の機能が上がったから実績が増えてもいいということですか。

担当課 予算よりも増えた理由ですが、毎月の電気料金と修繕費です。震災以降は、電気料金の契約料金の他に燃料調整費として発電に係るコストが上乘せされている分、毎月上がっております。

委員 各家庭も上がっていますよね。だから、予算を作る時にそういうの見通して作らないといけないのではないですか。

担当課 はい、基本的に約6%の上昇を見越して作ったのですが、24年度については、それ以上の実績になってしまいました。

委員 理由は、電気料金だけですか。

担当課 基本的に新設のものに関しては、応募があっても予算の中で灯数を調整させていただいておりますので、電気料金が理由です。

委員 電気料金の上昇の予測をしたけれど、実績は多かったということですね。オーバーしたお金は、どういうふう処理するのですか。

担当課 財政的な面から言いますと、市民安全課の持っている予算の中で流用という形で不足分を処理しております。

委員 予算流用が認められたということですか。

担当課 完全に、電気料金がいくら足りないというのが、補正予算の時期の前にわかっている場合は、予算の増額補正を行います。また、突然に壊れた場合は、修繕しなければいけません。市ではなく地元で修繕しますので、見込むのが難しいため足りなくなった場合は、市で直轄している歩道を照らす照明等の工事費や電気料金も市民安全課の予算にありますので、その中で流用しています。

委員 市の中の手続きだと、何か書いて申請するのですか。

担当課 財務会計上、課長や部長まで決裁をもらって流用申請手続きをします。

委員 わかりました。現在、8015灯と多くなっていますが、今までの経緯ですとこれからも増える一方ですよ。そうすると、この補助金は、永久に増え続けることになりそうですけれども、どう考えていますか。

担当課 生活道路に関しては、今後設置が見込まれます。製品としては最近の物を使っています。

委員 数とコストは、どれくらいですか。予想だと数は増えるでしょうけど、ずっと増え続ける考えですか。

担当課 はい。新規のまちびらき等もありますし、現在は、旧来の地区でも設置間隔の広いところは増設の要望がありますが、予算の枠内でやっていますので、灯数が増えていくのは、确实でございます。

委員 そうすると、予算がずっと増え続けていき、市として予算的にもたないと思いますが、どうですか。

担当課 予算を軽減する方策として、今まで20Wの蛍光灯をつけていましたが、それをLEDに変えることによって、電気料金が安くなります。

委員 どれくらい効果がありますか。

担当課 1ヶ月、1灯20Wの蛍光灯だと約258円ですが、10WのLEDにすると同等の照度を得られて、約131円安くなります。1年ですと、1572円です。年間約712万円の電気料金の軽減が図れます。

委員 全部LEDに変えた場合ですね。

担当課 はい。ただし、ネックになっているのは、LEDができたばかりなので、蛍光灯の器具よりもLEDの器具の方が高いということです。

委員 何倍くらい高いですか。

担当課 蛍光灯の器具は約1万円、LEDの器具は約2万5千円です。

委員 2.5倍くらいですね。それでも電気料金で安くなるのですか。

担当課 電気料金が安くなるのと、蛍光灯は2年に1回くらい球切れしますが、LEDは球切れがありません。

委員 1万5千円高くても、年間の効果はいくらくらいですか。

担当課 電気代が1年間で1500円くらい、修繕費は、蛍光灯の交換だけで3千円で、発生率は2年に1回くらいです。

委員 今のお話だと、4、5年で改修できますよね。LEDの器具は高いけれど、交換すると電気料が下がり、修繕量が減るとなると、4、5年継続的に我慢して全部取り換えれば、将来は減っていく見込みがあるということですね。

担当課 はい。

委員 基本的には、削減策はそれだけですか。

担当課 必要なところに、設置しないという判断はできませんので。

委員 必要か必要でないという判断は、自治会に任せるのですか。

担当課 基本的な設置要件の中で判断をしていきます。

担当課 原則30m置きになっていて、距離的な制限をかけています。旧来の地区に行くと50、60mに1灯という地区が多くあります。新規に開発された地区ですと、電柱ごとについています。

委員 防犯には有効な施策ですけど、このままいくとずっと増えますよね。そうすると、今でさえ4千5百万円という巨額な予算ですので、なんとかコントロールする方法を考えていただかないといけませんよね。

担当課 先程もご質問がありましたように、補助金方式か、直轄方式か、事前回答だと補助金方式をとっているところが多いと答弁させていただきましたが、それが一番望ましいのかと言うと、それぞれの市町村の財政的な面等いろいろありますので、印西市は、補助金方式ですけれど、直轄方式も新たな検討材料として考えていかなければいけな

いと思います。

委員 補助金制度でいいとは思いますが、購入とかやり方を地域に任せているということですよ。

担当課 はい。

委員 そうすると、防犯組合の補助金と同じで、仕様とか単価等について地域に任せっきりでいいのでしょうか。市の直轄だと、まとめて買うからコストが安くなりますよね。それと同じことを補助金方式でできれば良いのですが。事前の回答だと、申請の段階で、異常なものだけチェックしていると書いてありますけれど、その他は枠内に入っていれば任せているということでしょうか。

委員 世間一般ですと、1番安い所に集中させてそこで購入します。そうすると、今までかかっていた費用の2割くらいはコストが下がります。それを補助金や、市の行政でどこまでできるのか問題がありますけれど、普通、民間はそういうやり方でコストを下げています。ばらつきがあるなら、1番品質が良くてコストの低いところから買うように指導すると、数割値段が下がると思います。そういうことを念頭において計画を立てていただければと思います。

委員 説明で、新設、全改修、修繕は、実額の85%の補助とお話されていましたが、どうということでしょうか。

担当課 地元にも負担していただくということで85%になっております。

委員 町内会に負担してもらうのですか。

担当課 管理団体に15%負担していただく形になっています。何故かと言いますと、全額市の補助となると、設置したいと言うところが多くなります。地元で防犯意識を高めたい目的もありますので、負担していただいています。

委員 例えば、マンションの場合、周辺の緑道は市が灯りをつけてくれて、団地の中は、自分達の予算でつけているのですが、団地の中も市の補助は、出るのですか。

担当課 賃貸、分譲、集合住宅は、その敷地内は、自分達のもので、そこに住んでいる皆さんの管理費の中で対応していただいております。ただし、敷地内と言っても他の団地の人を通り抜けるような部分もございまして、例えば、20灯ついていても5灯は、住んでいない人が通る一般の公道に近い部分があるとか、外周の道路を照ら

している灯もあるということだと、そういうものに対しては電気料を補助しております。一般的には、電柱についているものが防犯灯とイメージしていただければと思います。

委員 大通りの車がたくさん走っているところも対象外ですか。

担当課 皆さんは、夜間に照らすものを街灯という言葉で表していただいておりますが、交差点とか橋の上についている大きな照明については、道路管理者が設置、維持管理すると位置付けられています。学校や公園は、施設の管理者が管理するようになっています。歩行者専用道路や歩道を照らしているもの、電柱についている防犯灯を市民安全課で管理しております。ニュータウン地区で言いますと、歩道についている照明は、防犯灯と別枠で直轄管理しているものもございます。

委員 つけてほしい時は、どこに言えばいいのかわからないですね。

担当課 市民安全課で他の課の所管の照明も地図に落とししてわかるようにしてありますので、言っていただければこちらから担当課に連絡します。

委員 LEDの割合は13%というのは、進みが遅いのではないのでしょうか。

担当課 限られた予算の中で設置、改修を進めていますので、今の割合になっております。今後、設置するものについては、蛍光灯は、許可をしていませんので、LEDになっていく予定です。

委員 他の市と比べて、遅れているのか、そうでないのでしょうか。

担当課 各市町村にとってLED化は、初期費用がかかりますので、悩ましいところだと思います。個人的な主観ですが、他市よりは、若干進んでいると認識しております。財政力のあるところでは、何千灯単位で変えてしまうところもあります。

担当課 防犯灯は、各市町村で統一されていません。直轄方式もあれば、補助金方式もあり、補助金方式でも補助割合等が違ってきます。印西市は、補助率が高いので地元の町内会もLEDに切り替えしやすい補助金体系になっております。ただ、市としても枠がありますので、昨年取り換えたばかりなのにLEDに変えたいと言われても5年以上経ってからにして下さいとなりますし、器具を変える時期にきた時は、LEDにしようという形でやっています。補助割合から言いますと、他市より優遇されていると判断しております。

委員 財政力に関わってくるということですか。

担当課 はい。直轄のところもありますので、この補助金については、義務的な性質の高い補助金に分類されるものでございます。

委員 市街地がどんどん広がっている印西市ですので、防犯灯の補助金は、増えていきますよね。電気料金が抑えられたとしても灯数が増えていく中で、市としては、どこを最低見るべきか検討が必要だと思います。私は、補助率が高いと思います。特に電気料を100%補助する必要があるのでしょうか。イニシャルコストを持つべきか、ランニングコストを持つべきか、地域の要望としてつける防犯灯なので、恩恵を受ける人達が、ある程度は自分達の街のためにお金を出していくのは、押しつけということではないと思います。それによって、効率的につけるようになると思いますので、その辺の整理をした方がいいと思います。LEDにしたら、電気料金の補助は、50%くらいにする等の工夫が必要だと思います。

担当課 印西市は、昔は50mおきに、20Wの蛍光灯しか認めませんでした。その後、新規の開発が出てきますと、UR等のまちづくりとして80W、100Wの水銀灯がつかいましたが、補助率は20Wの蛍光灯と同じでした。その後、30mおきに間隔が狭まって、補助率も電気料の85%までになりました。その後、合併に併せて現状に変わりましたが、今後については、制度の在り方そのものについても検討せざるを得ないと思います。

委員 合併して、電気料の補助率が100%になったのはわかりますが、新しく制度を考えていく中で、もう1度どこを市がやらなければいけないのか検討した方がいいと思います。個人的には、補助金制度でいいと思います。規則上、交付団体が町内会ですが、学校の周りは学校がやっていて、通学路についてはなかなか改善されない所があります。通学路で暗いけど、15%分の設置費の関係で、地元との折り合いがつかないといった所もありますので、子供達の安全を確保できるのであれば、PTAとしても、独自につけられるような制度があればいいと思います。補助対象を町内会に限っていることをどうお考えでしょうか。それと、沿道のお店や施設がありますけれど、看板の灯りが防犯灯の代わりになっていることもあります。そういう地域の中での役割を果たしてくれているところもありますが、把握されていますか。

担当課 現状の防犯灯の補助金制度では、不特定多数の市民が通行する道路、通路ということで、自治会、町内会等が所有し、かつ維持管理しているものとなっています。ただ、ニュータウン地域で集合住宅、管理組合で外を照らしている部分については、対象にしています。PTAについては、現状考慮しておりません。地元の町内会に相談していただきたいと思います。補助の対象としては、広告料を徴収していないものとなっ

ていますので、広告灯については補助の対象外となっております。一門一灯運動ということで、商店街も含めて戸建宅等は、自分の家の玄関等の灯りをつけていただいて、地域全体を明るくしてほしいという考えを持っております。広告灯に頼ってしまわずと、現状、広告灯で明るくなっているのは、助かるのですが、無くなってしまった場合は、防犯灯を補充しなければなりません。広告灯は、個人の持ち物でございますので、補助は考えておりません。

委員 目的は、暗くて怖い所を無くしていくということですので、どのような補助制度がよいのか、年々増えていく経費を抑えるにはどうしたらいいかを考えていただきたいと思えます。

委員 通学路、通勤路で見落とされていることが無ければよいのですが、例えば、小林駅から牧の原駅までの道路ですが、どのような管理になっているのでしょうか。

担当課 小林牧場の近くの新しくできた道ですか。

委員 はい。

担当課 設置の検討は、しているのですが、基本となる電柱、電気がありません。防犯灯は、簡易的な設置ということで、電柱を主としておりますので、電柱がないとつけられません。

委員 管轄はどこですか。

担当課 市民安全課になると思えます。

委員 地域の管理ではないですか。

担当課 地域に関しては、生活道路への設置検討をさせていただいています。ただ、生活道路から離れたところ、人が全く住んでいないような道路、幹線道路については、要望によって市で設置、管理をしています。

委員 要望は、市民からの要望ですか。

担当課 地域からの要望です。

委員 利用している町内会からの要望があれば、対象になり得るということですか。

担当課 基本的には、対象となる地域からの要望になります。今回の例ですと滝地区になります。

委員 そうすると、見落とされる気がします。そこを利用している人が困っているのであって、対象となる地域の方は、そこに住んでいなければ暗くてもいいと思う可能性もありますよね。

担当課 地元としては、住んでいる人がいないから必要が無いと判断して要望が無い場合であっても、その他の方からの要望が多い場合は、市の管理として検討します。ただ、技術的に設置ができるかどうかという問題があります。

担当課 新規の道路ができて、暗い所がたくさんある所は、要望が上がってきております。ただ、結果としてそういう所は、電柱がついていないというのが、最大のネックになっていまして、通る方がどんどん増えていけば対処しなければならないと思いますが、物理的な電源の確保、東電が電柱を設置しなければ、単独柱を建てる方法になってしまいます。優先順位とすると、必要性を認めてもかかる費用のことを考えると、もっと人の通る所を優先せざるを得ないと思います。

委員 優先順位付けや公平性をしっかり考えていただければ良いと思います。

委員長 直轄か補助かというお話ですが、私自身は、補助制度の方がいいと思います。電気料の請求や工事の請求が全て市役所の仕事になってしまうと、大変だと思います。私も町内会長をやっている時に集計するのが大変でしたけど、それを個々の町内会がやっているから市役所がやらないで済んでいるわけで、全部が市役所の仕事になったら大変な業務量になってしまいます。もう1つは、もし直轄でやると、電球が壊れたりしたら市役所に請求がきますよね。これを市役所が対応していたら大変です。町内会が直接、業者に連絡しているから、すぐに取り換えてもらえます。電気料の負担に関しては、100%の補助になっていますが、地元に住んでいる方もメリットを受けますので、低率の補助金にしていいのではないかと思います。ただ、あまり地元の負担が多くなると、結果としてW数を下げるようになり、暗い街になってしまいますが、低率の補助金でいいと思います。あと、地元がやるメリットとして、こういうことがありました。東電の台帳と地元の町内会の台帳が食い違って、他の町内会の分が、こちらの町内会に請求がきていたり、東電の台帳に載っていない電柱があったりということがありましたので、地元が関わっているからこそ、そういうチェックができたのだと思います。そういう経験もありましたので、補助制度の方が現実に添っているかと思いました。

委員長 他に何か質問ありますか。無いようですので、以上で終わりにします。ありがとう

ございました。それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。11防犯組合運営事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員長 私は、拡大して継続です。役所にある本部機能を軽くして下さいという意味です。従いまして、委員会としての意見は縮小して継続、現状維持で継続の両意見で、拡大して継続を少数意見とさせていただきます。

次に、12防犯灯設置費等補助金について、意見を伺います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私は、縮小して継続です。補助率を低率にして、地元負担を求めてくださいということです。委員会の意見としては、現状維持で継続、縮小して継続が少数意見となります。

委員長 それでは、介護福祉課所管の39印西市シルバー人材センター運営事業費補助金について、簡単に説明していただいた後に、順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

担当課 印西市シルバー人材センター運営事業費補助金について、説明させていただきます。この補助金は、千葉県知事の指定を受けた公益社団法人印西市シルバー人材センターに対する補助金で、平成9年度から補助を開始しています。補助金交付の目的でございますが、公益社団法人印西市シルバー人材センターの円滑な運営を促進し、もって高齢者福祉の増進に資するため、シルバー人材センターの運営に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則及び印西市シルバー人材センター運営事業費補助

金交付要綱に基づき、補助金を交付しています。補助金の額につきましては、シルバー人材センターの運営に要する経費のうち、高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で決定した額を補助しており、対象経費につきましては、調書に記載のあるとおりでございます。平成24年度の実績でございますが、予算額880万円に対して、880万円を交付し、補助対象経費は2533万9143円となっております。また、印西市シルバー人材センターの事務局職員数につきましては、正職員4人、臨時職員1人となっております。補助効果でございますが、印西市シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を企業、家庭、公共団体から引き受け、会員に提供する県指定の公益法人であり、地域の高齢者が希望する就労機会の提供を効率的に行うことで、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、老後の経済的安定を図っているところでございます。この補助金の終期設定は、しておりません。過去の補助金の額につきましては、平成21年度は、合併前の旧印西市の額になりますが、1050万円、22年度は950万円、23年度以降は880万円となっております。介護福祉課としましては、印西市シルバー人材センター運営事業費補助金は、現状維持で継続を考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 シルバー人材センターの知識があまりないのですが、補助額が23年度から固定になっているのはどういう理由でしょうか。

担当課 シルバー人材センターの事業実績が常に前年度と比較して、増額の一途をたどり、順調に推移していたことにより、平成22年度から国庫補助金と同額を市補助金として交付しておりましたが、平成23年度より国庫補助金が880万円から710万円に減額されました。その際に、シルバー人材センターに対しヒアリングを実施しまして、これ以上市の補助金を減額すると、事業運営に支障をきたすおそれがあると判断して、平成24年度以降は、710万円に減額はせず、880万円としています。介護福祉課としては、毎年予算計上する際に、シルバー人材センターに対してヒアリングを実施して、事業運営に支障をきたさないようにしていきたいと考えております。

委員 国庫補助金は、どうして減額になったのですか。

担当課 平成21年度に、民主党が行った事業仕分けの対象になりまして、シルバー人材センターの補助金は、国としてはそんなに必要ないということで減額になりました。

委員 こんな身近に事業仕分けの影響があると思いませんでした。否応なしに減額でしょうか。

担当課 仕分けイコール減額とは限らないと思いますが、シルバー人材センターの補助金は、減額されてしまい、その際にシルバー人材センターと協議をして、市も同額の補助金にするのは厳しいということで前年度の補助金を継続しています。

委員 国が増額する動きはないのですか。

担当課 来年度につきましては、国が就労開拓の経費として、増額の動きがございます。まだ決定ではないのですが、来年度は、市としても増額の方で予算要求は考えているところでございます。

委員 事業報告書に、大口の受注先の市とジョイフル本田との契約が打ち切りになって、非常に困った状態になったけれども、職員達の活動で何とか回復しているということが記載されていますけれど、どういう理由で契約が切れてしまったのですか。

担当課 シルバー人材センターからの情報によりますと、シルバー人材センターを通すと事務費と配分金と言って定額のお金がかかってしまい、直接雇用した方が安いケースがございます。そういう面で、直接雇用に切り替えてしまったということを聞いています。ただ、シルバー人材センターとしては切り替わる際に、シルバー人材センターに登録していた会員、例えばジョイフルで働いていた会員については、その人を優先的に雇用していただけないか事業者に働きかけたと聞いております。

委員 そうすると、会員数は、就職によって減っているのでしょうか。

担当課 そういうこともあります。

委員 市の駐輪場の指定管理についても、シルバー人材センターよりも安い提示額の民間業者があったということですが、公が人件費を出しているのに、それより安い額を提示できる民間会社があるということを受け止めてもらいたいと思います。厳しい世の中ですので、高齢者の就業、生きがいつくりのためだけでは、ビジネスでは、通用しない時代になっていることからすると、より安く、より質の高い仕事を提供していかないと受注に結びついていかないですね。そういうことは、市としてどうお考えですか。

担当課 大口の契約が解除されたことによって、より企業努力が必要で、頑張ってくださいと思っています。直接雇用だと、高齢の方が職場に立つ機会が、なかなか見られない部分があります。市としては、高齢者の生きがいつくりとか、シルバー人材センターが担っている役割は、とても重要だと考えておりますので、安くできる民間会社があって、経費的に追いつかないところもありますが、高齢者の就労の機会の提供

という根本的な目的を考えると、シルバー人材センターの職員4人で、就労機会の開拓をしていただいておりますので、引き続き市が、人件費等で自立に向けた支援を行っていき、自立ができれば当然補助金を減らしたり、協議をしながら支援をしていきたいと考えております。

委員 今のお話だと、自立できる環境があれば、市の補助金を減らしていきたいということですが、国の補助金が続いたとしても、市の補助金は止めることもありますか。

担当課 目的として、高齢者の社会参加を促進する観点で、老後の経済的安定とか生きがいの充実を提供する上で、不可欠と考えていますが、自主運営ができれば市の補助金は、減らしていけると思います。この補助金については、国のきまりとして、市の補助金よりは出さないとなっていますので、シルバー人材センターと運営状況を協議しながら、トータル的な補助金を検討させていただきたいと考えています。

委員 同じ場所に公の高齢者就労支援センターがあって、シルバー人材センターが指定管理をしていて、事務所にしているということですが、対象経費の中に光熱水費とか事務所に係る経費が入っていますよね。ここは整理が必要だと思います。施設に係る部分は、高齢者就労支援センターの指定管理をするに当たって、指定管理料を支払っていますので、補助対象の経費から事務所経費を除くべきだと思います。補助金については、人件費の部分を対象にして、自立できれば少しずつ減らしていくという方向性にしていく方がいいと思います。

担当課 高齢者就労支援センターは、公の施設で、委員のおっしゃられる経費については、指定管理料と重複している部分がないというのが実情ですので、補助金から経費を除くと、指定管理料が増えてしまいます。今後、どういう方法がいいのか考えていきたいと思っています。

委員 シルバー人材センターの事務所ではなく、高齢者就労のためのセンターですから、市が何をしてほしいのかを明確にしておいた方がいいと思います。シルバー人材センターの職員の方には、高齢者だけでなく、社会的な弱者や就労、自立の機会がない人達のためにも就労機会の開拓をしていただきたいと思います。センターの機能を整理していくなかで、高齢者に限った方がいいのかどうかも併せて議論していただきたいです。社会的に自立が困難な人達の就労センターという位置付けにいただければと思います。その方が職員の人件費に補助金を出している意義があると思います。ただ、大口の受注先を開拓するだけでなく、社会の皆さんから感謝してもらえるような意義のある仕事を開拓していってほしいです。

担当課 国も高齢者だけでなく、女性、若者の就労機会等についてもニーズに応じた就労機

会の確保が必要ということを書いて、女性の雇用についても来年度以降は、補助金を上乗せして、補助が出るということもあります。国も高齢者に限らず、就労支援の拡充の方向性を示していますので、市としても検討したいと思います。

委員 事業報告にも記載されていますが、就業率は98.3%となっていますが、1回でも働けばカウントされているのですよね。実際に働いている方の希望と、どの程度マッチしているのかわかりますか。働いている日数や、もらっている金額とか、どの程度の満足度になっているのでしょうか。

担当課 シルバー人材センターに確認していませんが、単純な作業が需要として多いようです。希望どおり就きたい職業に就けているかどうかは、先程申しましたとおり把握はしていませんが、難しいのではないかと思います。実際に、シルバー人材センターで就業された方に、アンケートを行っているということは、聞いていませんので、把握していないというのが現状です。

委員 そういうことは把握しておくべきだと思います。現状のままでいい方もいると思いますが、もっとやりたいという方もいると思います。そうするとニーズが変わってきます。こういうのは、他市町村との協力関係はあるのですか。

担当課 市内に限ってになります。

委員 他の市も、その市に限ってですか。

担当課 はい。シルバー人材センターは、県が市に1ヶ所しか認定しませんので、県の連合会等での意見交換や、研修等は、行っていますけれど、印西市の会員を他市へ派遣するというのは聞いていません。

委員 逆に言うと、年齢が高い方でもこういう職種をやってほしいというニーズはないのでしょうか。

担当課 シルバー人材センターの仕事の受注で、植木の剪定が多いので、年齢の高い方ということではありませんが、市の広報で、特に植木の剪定ができる人は、是非来てくださいというように会員募集しています。

委員 そうなのは市の中で賄えるのですね。企業によっては、特殊な能力で、お年を召した方でもやってほしいというニーズがあるのだろうと思いました。

担当課 シルバー人材センターに登録する時に、今までどういう仕事をやっていて、こうい

うことならできますというようなことを聞いていまして、そのような内容の受注をしたら、その人に声をかけるということはあると思います。例えば通訳、翻訳とか宛名書きとか自分の得意な分野を仕事にできますというように会員募集しています。

委員 大きな受注先との契約が解除した件ですが、人件費を補助金で賄っているのです、それよりも安く直接雇用できるということは、どういうことなのでしょう。シルバー人材センターの単価は、最低賃金ですか。

担当課 それ以上です。働く会員には770円、事務費を10%の77円とって、事業者は847円出しています。人件費にシルバー人材センターを運営していくための事務費をプラスしていますので、直接雇用との差になると思います。

委員 770円は、最低賃金ですか。

担当課 申し訳ないのですが、把握していません。

委員 把握していただきたいです。いろいろな職種で最低賃金は違うので、それは確保するのは当然として、10%上乘せというのは、どういう費用ですか。

担当課 事務費の部分です。

委員 収支計算書の事業費と管理費の中に人件費がそれぞれ入っていますよね。これは、同じ人の分ですか。

担当課 はい。これは国で決まっている計算方法です。

委員 役員は別にいるのですか。

担当課 別にいます。

委員 役員の給料は、1年間に約26万円でしょうか。結局、人件費を全て足すと、2,100万円位になります。補助金は、国と市を併せて1,600万円ですから500万円オーバーしています。補助金の額としては適正でしょうか。先程の話に戻りますが、大口の受注先との契約解除になり、働き先が少なくなりましたよね。直接雇用は、働きたい人が雇用されるのはいいのですが、この事業は、これでいいのでしょうか。競争力が不足していると思います。もし、直接雇用に切り替えられてしまうと受注が減るということであれば、例えば人件費相当額は、補助金で賄って、シルバー人材センターの競争力を一定以上維持するという方向に変えていくようにしてもい

いのではないかと思います。働いている人を見ると、70才、80才の方もいますよね。それなりのいろいろな理由があって、働きたい人に対して、そういう場を提供するのは、大きな意義があり、効果は大きいと思います。そのためには、ある程度の補助金を政策的に考えるべきだと思います。単純に10%上乗せするのがいいのかどうか、補助金額を見直したらいいのではないかと思います。働けるというのは、重要なことですし、今は65才定年で、その前に仕事が無い人もいますし、年金の支給の年齢を引き上げようという話もあるので、少しでも支えるというのは行政の大きな役割ではないかと思います。それと、公益社団法人化で、免税手続きが省略されたと事業報告に記載されていますが、メリットはこれだけですか。

担当課 公益社団法人化に伴って、免税手続きの省略以外は、大差はないと思います。ただ、事業報告にも記載されていますけれど、社会的信頼が得られるのではないかと思います。

委員 免税と言っても、もともと税金は、とられていませんよね。ここで言っている免税はどういう意味ですか。

担当課 免税のメリットというよりは、その手続きの簡素化ということをシルバー人材センターから伺っています。今までと税率的には変わらないですけど、手続きが公益社団法人になると、簡素化されるということです。

委員 税務署に出す書類が減るということですね。それだけですか。

担当課 はい。

委員 もっとメリットがあるのかと思いました。いずれにしても、就業機会の提供を効率的に行うという大きな目標に対して、補助金を確保して活動を続けていってほしいと思います。

委員長 この資料に、シルバー人材センターの正味財産増減計算書がありますけれども、これの支払分配金は、働いてくれた人達へ払ったお金と理解してよろしいですか。

担当課 そのとおりです。

委員長 印象としては、補助金の額は、それなりと思っていますけれど、事務局機能は、若干弱いのかなと思います。4人のスタッフがいるということですけど、いろいろなところの受注を落としたり、駐輪場の指定管理を落としたり、全体的にきちんと見積もったりするマネジメントの力が欠けている印象があります。人材はどのように求め

ているのですか。市役所のOBですか。

担当課 市で、雇用に関して申しているわけではなくて、シルバー人材センターが直接、職員の雇用をしていますので、市からは指示等はしていません。

委員長 実態はどうですか。民間の出身の方ですか。

担当課 はい、民間の出身の方です。市役所のOBはいません。

委員長 どんどん受注を落としている印象がありまして、そこをしっかりと仕事は取れません。仕事を取るのも、正職員の仕事ですので、人材確保も一生懸命やってほしいと思います。能力のある人には、給料を上げることが必要かもしれません。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、この補助金については以上で終わりにします。続いて40高齢者等居室等増改築資金利子補給金につきまして、説明をお願いします。

担当課 高齢者等居室等増改築資金利子補給金について説明します。この補助金は、高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付要綱に基づく貸付決定を受けた者に対する補助金で、平成22年度から補助を開始しています。補助金交付の目的ですが、市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている者が、同居又は同居を予定している高齢者又は重度障害者の専用居室等を増改築又は改造するため、資金の融資を受けた場合、その者に対し利子補給金を交付することにより、その世帯の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の家族との好ましい家族関係の維持に寄与し、福祉の増進を図ることを目的としています。補助金の対象資金は、居室等増改築・改造資金貸付要綱第13条の規定により貸付の決定を受けた資金であり、上限は500万円で、利子補給率は、年3%とし、平成24年度予算として、貸付資金上限の500万円に利子補給率3%を乗じた金額の2件分である30万円を計上したところでございます。平成24年度の実績は、ございませんでした。補助効果でございしますが、支給を受けている世帯の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図れると考えておりますが、平成24年度は、実績が無かったため、効果を検証できておりません。補助金交付の終期設定及び過去の補助金の見直し等はしておりません。介護福祉課としましては、高齢者等居室等増改築資金利子補給金につきまして、現状維持で継続したいと考えております。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 昨年度は、補助金の交付実績額が無いですが、25年度は30万円予算があり

ますが、申請されていますか。

担当課 今年度も、現在申請は、出ておりません。

委員 何故、ニーズがないのでしょうか。いろいろな事情があるとは思いますが、高齢者も増えている中で、こういう改造される方が少なくなっているのでしょうか。

担当課 この利子補給金につきましては、条件として千葉県社会福祉協議会の貸付を受けていなければいけないということがございまして、その貸付の条件として、貸付の限度額が500万円で、利子が3%と決まっていますので、民間で借りた方がいいのか検討をされている方もいると思います。実際、印西市内でこの貸付を受けるためには、印西市社会福祉協議会で申請をするのですが、現時点では申請している方がいないということです。

委員 千葉県の補助制度がある以上、実績が無くても、市としても制度として継続せざるを得ないということでしょうか。

担当課 市町村の任意事業です。22年度に始める時には、借りている方がいらっしやいまして、そういう人達の経済的負担を軽減できて、福祉の増進を図ることができると考えて始めました。今後もそういう方がいれば、継続したいと考えております。

委員 任意事業のため、やっているところもあり、やっていないところもあるので、市が止めようと思えば止めることも可能ですね。何故、この制度が使われないのか、把握されていますか。

担当課 明確に把握はしていませんけれども、周知が足りないのかもしれないです。利息に関しては年3%ですので、この時代ですと高めになっているのかもしれないです。

委員 利子補給はあるので、この制度を使えば無利子で借りられますよね。周知すれば使う人がいるということですか。

担当課 今も周知していますが、足りないのかもしれないです。

委員 社会福祉協議会の貸付金を借りたいという人は、割と困窮されている方だと思います。民間のリフォームローンみたいなものを組めない方が、主に使うと思うので、制度としてはあっていいと思いますが、周知不足のため使われてなくて、民間に流れているのであれば、しっかり周知していただいた方がいいと思います。使う方が実質、無利子になるのであれば、制度としては必要なのかなと思います。

委員 条件として、同居又は同居を予定しているとなっているのが、足枷になっていないですか。1人暮らしだけど補助してもらえませんかというような相談を受けたことはありませんか。

担当課 相談は、ないです。

委員 こういう条件がある理由は、何ですか。

担当課 千葉県の社会福祉協議会の条件ですので、同条件になっています。今まで使っている方からのアンケート等で状況把握していなかったというのが実情でございます。住宅改修費を介護保険で補助している制度もございますので、介護保険で支給を受けているのか、担当者と意見を交換して状況把握に努めたいと思います。

委員 事前質問もしたのですが、据置期間の意味は、償還されるまでの猶予される期間ですか。

担当課 据置期間というのは、借入をした時から償還を始めるまでの間です。

委員 その期間の利子はどうするのですか。

担当課 その間は、償還はありませんので、利息はかかりません。

委員 借りているのだから、利息が発生するのではないですか。

担当課 利息が発生するのは、償還が始まってからです。

委員 例えば、5年で借りて、1年据置き、1年後から償還する時に、最初の1年も借りているから利息を払いますよね。

担当課 償還表を確認したのですが、償還するまでは利息は、発生しません。

委員 仮に、5年後に一括返済するとしたら、5年間は、利息はかからないのですか。

担当課 通常の据置ですと利子が発生するのですが、この制度は、元金も全部6ヶ月間は、猶予されます。

委員 借りた元金を6ヶ月後に、分割返済するのですよね。その時の利息は、払わなくて

いいということですか。普通は、借りている間は利息が発生するので、そういうことではないと思います。後で研究してください。

担当課 はい。

委員 利子の据置期間は、どれくらいですか。

担当課 最高6ヶ月です。

委員 何かで決まっているのですか。

担当課 千葉県の社会福祉協議会のルールです。

委員 実質は、10年6ヶ月で返せばいいのですか。

委員 据置期間は、10年に含まれるのではないですか。

担当課 償還期間の償還表を見ると、償還期間外で据置期間6ヶ月が足されています。償還が始まってから10年間で返すということです。

委員 実績がないということは、この補助金はなくてもいいということでしょうか。

担当課 補助金が必要ないというよりは、千葉県の社会福祉協議会の貸付を受けていないというのが実情です。受けていれば、市からも周知できますが、受けている人がいないので、対象者がいないということです。ですから、市内で制度を知らないから利子補給を受けていないという人はいません。ただ、千葉県の社会福祉協議会の貸付を受けていない理由は、調査をしていないのでわかりませんので、確認していきたいと思います。

委員 この補助金を止めたらどうなりますか。

担当課 社会福祉協議会で借りた人は、3%の利息を払い続けることになります。先程、委員もおっしゃりましたが、金融機関で借りられないけれど、社会福祉協議会なら借りられるという人がいるかもしれませんので、そういう人達の経済負担を考えると、介護福祉課としては、事業継続をしていきたいという考えでございます。今後、介護保険制度で、住宅改修という制度がありますので、その担当者や、県の社会福祉協議会からの聞き取り、市の社会福祉協議会が窓口になっていますので、実際どれくらいの規模の人が相談に来ていて、どういう意見があるのかを聞いて、調査をしていき

いと思います。

委員長 確認ですが、高齢者の家に子供が同居している場合は対象になりますよね。逆に、子供が印西市に住んでいて、成田市に住んでいる親を呼び寄せる場合も対象になりますか。

担当課 対象になります。

委員長 子供と同居していない方はどうなるのでしょうか。同居という条件を出す意味は、何ですか。1人であっても、介護保険制度では住宅改修費の対象になるのに、同居に関する条件があるのはどうしてですか。

担当課 根拠は、千葉県の社会福祉協議会が決めていますので、今後、実態等の聞き取りをしたいと考えております。条件が決まっていますので変えることはできませんが、どういう状況で、同居が条件となってしまうのか、1人暮らしの方の場合も何か補助があるのか、確認したいと思います。

委員長 そこが腑に落ちないところで、1人でも介護保険制度では住宅改修費が対象になるのに、どうしてだろうと思います。同居してくれることによって、例えば高齢者をみるということに対して市の負担が減るという意味があるのですか。

担当課 そういうこともあると思います。高齢者が1人でお住まいになった場合に、いくら健康な方であっても何かあるかもしれないですし、体に少し不自由がある場合も、見守りというのが外から入るよりも、家族の方が常時見守っていただいた方が、経済的、精神的にも違うのではないかと考えたのかもしれないです。

委員長 そこを政策的に考えたと理解すればいいのですね。わかりました。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、この補助金は、これで終わりにします。ありがとうございました。それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。39シルバー人材センター運営事業費補助金についてお伺いします。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

従いまして、委員会としての意見は現状維持で継続を上にして、拡大して継続の両意見とさせていただきます。

次に、40高齢者等居室等増改築資金利子補給金について、意見を伺います。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私は、廃止です。

従いまして、委員会としての意見は廃止を上にして、現状維持で継続の両意見とさせていただきます。

委員長 続きまして、41高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金につきまして、担当の方から簡単な説明をしていただいた後に、質問させていただきます。お願いします。

担当課 補助金の根拠から説明させていただきます。まず、国において、老人福祉法第13条第2項に、地方公共団体は、老人クラブ、その他当該事業を行う者に対し、適当な援助に努めなければならないと規定されております。また、県の在宅福祉事業費補助金に、「老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に補助金を交付する。」とあります。市では、在宅高齢者の社会参加や生きがいの創出、明るい地域づくりのため高齢者クラブに補助するものでございます。現状ですが、創立から51年経過しています。会員の平均年齢は77才です。新規の会員クラブは、平成24年度、吉田シニアクラブ85人、今年度は、美瀬紅梅会31人、ウエルガーデンシニア会40人となっています。連合会での直近の事業では、先月に各支部で運動会が実施されました。本埜支部で210人、印旛支部で250人、印西4支部485人参加しました。これだけの高齢者が一同に会するのは、各単位クラブ、連合会がしっかりと機能しているからだと思えます。現在、老老介護が問題になっていますが、今年で3年目になる高齢者支え合い研修を実施しております。当初、23年度は、県の補助事業で始めましたが、今年度は、6月に2回、今月も行いますが、市内3ヶ所の特別養護老人ホームで、身近な介護について学んでおります。夫婦でい

らっしゃる方、友達同士でいらっしゃる方、実際の介護食とか介護の体験を通して、自分のためにもなりますし、高齢者の親とか近所に高齢者がいる方が役立てております。ボランティア面では、連合会で呼びかけをしまして、各単位クラブが、市内の全小学校で2学期の始業式に実施している安心パトロールというのがあります。それが地域の新聞に取り上げられています。この他、9月末に東京都開催の国体があります。当市の会場でクレーン射撃が実施され、高齢者クラブの120人がボランティアとして参加しており、東京都知事より感謝状をいただいたところです。この他に単位クラブでは、それぞれの地域でボランティアを行っておりまして、パトロールをしたり、持ち回りで近隣宅の訪問等の活動をしています。収入面では補助金が大いなのですが、年4回発行している長寿印西という情報誌で、広告料収入が24年度実績で、48万円ございました。今年は、それだけでなく、コスモス祭りに参加して、バザー等をして収入を上げようと検討していましたが、台風で中止になってしまいました。活動のPR方法と新規会員の加入促進が課題という認識はありますけれど、対応が上手くいかなくて模索しているところでございます。ただ、24年度、25年度の実績から計算すると、介護保険は、1年で1人当たり10割換算すると、100万円かかっていますので、高い補助金を交付していますが、高齢者の介護予防として、大きく貢献しているものと思っています。以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 前回の補助金等評価委員会の際に、単位クラブの活動内容が明確でないと評価されていますが、私もそう思います。どんなことをやっていて、どんなふうに管理されているのでしょうか。もう少し説明をお願いします。

担当課 市から連合会へ、連合会から単位クラブに補助金を交付しています。基本の事業ですが、社会奉仕事業、文化教養事業、健康増進事業がありまして、地域でのゴミゼロ活動や健康増進としてグランドゴルフ等の活動をされています。

委員 好きなように使っていていいという形になっているのですか。

担当課 目的がありますので、好きなようにということではありません。各単位クラブには、それぞれのPRを自分の町内会にさせていただくようにお願いしていますが、そこを検証していないのが現状です。

委員 PRとは、どういうことですか。

担当課 老人クラブとしての活動についてです。地域によって活動内容も違いますので、地域の皆さんにお知らせして下さいとお願いしています。各単位クラブには育成事業と

して、2万円ずつ交付していて、コピー代とか紙代等で使いきってしまうようです。全クラブではないですが、地域によっては、自分達の広報紙を作っているそうです。

委員 数が多いので、金額が多いですね。ですから、不透明だと思われてしまうのは仕方ないと思います。補助金を交付していいのかという観点からすると、グレーゾーンなところだと思います。ですから、工夫をして仕組みを変える等しないといけないと思います。

担当課 役員が集まる会で、前回の補助金等評価委員会のことをお話しして、各単位クラブに予算の明細を提出するように依頼しましたところ、急に变えることは、無理だと反発されました。

委員 私も、事前に同じような質問を出していますけれど、どうして反発するのですか。

担当課 長年のやり方を変えたくないということだと思います。

委員 補助金をもらっているのであれば、どういうところにいくら使ったか領収書を添付することは当然のことですね。その常識が通らないというのはどうしてですか。公金ですので、好きなように使っているという昔からの考え方は、よくないのではないのでしょうか。本当に単位クラブの活動に使われているのか、そういうことはわかりますか。

担当課 単位クラブで、補助金は、使われています。

委員 どうやって確認していますか。

担当課 連合会から単位クラブに補助金を交付する時に領収書をいただいています。

委員 問題は、その後です。

担当課 単位クラブに交付されてからは、連合会で管理しているので、把握していません。

委員 管理しているというのは、どういうことですか。連合会が各単位クラブでどう使っているか管理しているわけではないですね。単位クラブから領収書をもらっているだけですよね。

担当課 はい。

委員 長年そうになっているのは不透明というか、不祥事があっても誰もチェックできない
ですよ。連合会に任せているからというのは、補助金を交付する方からすると、や
るべきことをやっていないと言われても仕方がないのではないのでしょうか。単位クラブ
別の収支報告書を提出させるべきですよ。

担当課 全単位クラブに収支報告書は、いただいておりますけれど、領収書は、いただい
ておりません。

委員 単位クラブ別に収支報告書をもらっているのですか。

担当課 はい。

委員 支出の明細はありますか。

担当課 細かい内訳は、ないですが、事業別の回数と事業費は、記載されています。

委員 そうではなくて、何を買ったか等は記載されていますか。

担当課 そこまでは記載されていないです。

委員 そこまでないと、確認できないですよ。それを要求しないといけませんですよ。
この補助金は、いつ交付するのですか。

担当課 6月です。

委員 先に払ってしまうのであれば、半分を6月に交付して、残りは書類が提出されてか
ら交付するとかできませんか。基本的には市民の税金なので、何に使っているかわか
らないというのは、制度として欠陥じゃないかと思います。それと、需用費だと何で
もいいということですが、どういう消耗品、材料費等に支出したという明細がな
いと、常識外れですよ。県老連への負担金がありますけれど、どうして負担金に補
助金を出さなければいけないのですか。

担当課 県老連の各種事業で、ゲートボール大会やグランドゴルフ大会等を行っております。
まず、印西市の中で大会をやってその上位者が県に出場するのですが、印西市は、毎
年出場しています。

委員 その時は、参加費を出しているのですか。

担当課 市からは出しておりません。

委員 実際に出了人が、出すべきですよ。その人数に応じて、補助を出すというのは、わからなくはないですが。負担金に補助金を出すのは、見直した方がいいと思います。それと、同じことを言いますが、決算書に単位クラブ育成費1本で記載されていますが、明細をとるべきです。次に、繰越金がゼロになっていますが、事前質問の回答を見ると、余ったお金は、毎年わずかずつありますよね。臨時に各事業において不足した場合等に使えるように予備費として予算計上しているということですが、この費用はずっと溜まっているのですか。

担当課 残っては、いないです。

委員 使っていないから、決算書に予備費として載っているのですよね。バランスシートがあればいくら剰余金があるかチェックできるのですが、そういう帳簿はありますか。

担当課 帳簿は、コピーさせていただいています。

委員 24年度だと、39万円が残っている額でしょうか。39万円は予算だから、実績は4万4,800円残っているのですよね。4万4,800円は、本来市に返すべきです。4万4,800円が毎年残っているのでしょうか、そのお金は、どこにいったのでしょうか。

担当課 会費と市からの補助金と広告料で昨年度末は694万1,068円支出しています。予備費の4万4,800円は、残っているのではなくて、支出した金額です。臨時的に連合会でパソコンを購入したようです。決算書の予備費欄は、支出額です。

委員 消耗品費の欄ではなくて、予備費欄に書いてあるのは、何故ですか。

担当課 当初は、買う予定ではなかったからだと思います。

委員 買う予定でなくても、消耗品欄に入れるのではないですか。こういう書類もきちんと確認した方がいいです。そもそも、予算時に予備費を39万円計上すること自体が曖昧ではないですか。決算額が予算額より常に下回っていればわかりますが、オーバーしていますよね。次に、単位クラブの使用経費や会員数について、連合会に確認しているとのことですが、どうやって確認しているのですか。

担当課 単位クラブから補助金の申請時に、名簿も一緒に提出していただいています。その名簿で人数を確認しています。

委員 提出書類とのチェックですね。いつの人数ですか。

担当課 昨年の名簿を渡して、見え消しや追加をしてもらっています。

委員 実態と違う数字が記入されていたら、どうやってチェックするのですか。町内会費の補助金で似たような事件がありましたよね。それは、町内会がやっていることだからということではありません。市も管理しているのですから、責任がありますよね。不正が行われるということは、曖昧な制度を作っている方に責任があるのですよ。不正があったら、わかるような仕組みを作るのが仕事ではないですか。1番いいのは、市役所の住民基本台帳で確認することだと思います。それと、計算すると、1人2,100円補助していますよね。本人は300円しか負担していないですけども、適正でしょうか。本人負担が、月にすると24円くらいで、小額過ぎると思います。この見直しは、市として要請できないですか。

担当課 現在は、本人負担300円が妥当であるということを伺っていますけれども、今後会費については、検討の余地はあると思います。

委員 他の市は、どうなのか研究してください。

担当課 印西市は、会費が少ないと思いますので、検討します。

委員 これは見直すべきです。毎年いろいろな活動内容がありますけれども、見直すのも市の仕事だと思います。それと、社会参加活動と言っていますが、カラオケは、遊興だと思います。遊興というのは、本人のポケットマネーで出すべきですよ。大声を出すから健康になるというのは、屁理屈だと思います。若い人は、自分でお金を払ってスポーツをしたり、カラオケに行っていますよね。どうして、老人になると補助が出るのですか。老人であることで、どうしてそこまで優遇しなければいけないのですか。本来の目的は健康で意欲的な老人を育てることですよ。それと、カラオケはどのような関係があるのですか。勉強会や研究会であればわかりますけれど、若い人が知ったら反発するのではないのでしょうか。

担当課 高齢者の生きがい、社会参加につながると思います。

委員 何を社会参加の範囲というかですよ。個人の楽しみを社会参加というのでしょうか。

担当課 趣味の範囲ととられてしまうのも仕方ないと思います。

委員 それは、自分達でやってもらいたいと思います。これも見直してもらいたいと思います。以上です。

委員 24年度決算書で、例えば、単位クラブ育成費が決算額で390万3千円となっていますが、内容がわかりません。普通の会社であれば、決算書を出す時に注釈がついて、別途に領収書、必要な書類が用意されて、監査が通るという形になっています。大つかみの数字が並んでいるだけという印象を受けます。老人クラブは、どういう団体で、何をやっているのか知りませんでした。平均77才ということで、私も有資格者ですが、その人間が知らなかったということ自体が問題だと思います。老人クラブに入る、入らないは、個人の自由ですが、私自身の例で申し上げますと、こんなに大きなお金が動いている存在を存じ上げていなかったというのが、正直な話です。私の勉強不足かもしれませんが、そういった啓蒙のことが気になりました。

委員 調書の24年度決算額の収入欄の48万88円は、どういう収入でしょうか。

担当課 長寿印西の広告料です。

委員 単位クラブの補助金が、個人個人に給付しているようなことはないですね。

担当課 ないと思います。

委員 どういう使い方をしているのか、明確に提出されないということですが、そういう使い方はしていないと思いますけれど、1人1人に配っているのではないかとか、旅行した時に補助しているのではないかと感じてしまいます。もし、公金の中でそういうことがされているとしたら、止めてくださいという指導をしなければいけないので、「思います」ではなくて、明確に「ない」と答えていただきたいです。

担当課 単位クラブの中でもクラブによって、金額は、様々ですけど、年会費や月会費を徴収しているので、個人に市からの補助金を配っていることは、ないです。

委員 そういう確認をする意味でも、聞き取りはされているということですが、できるだけ社会参加につながるような使い方をしていただきたいと思います。引きこもりをしないで、社会に出てきてもらうことを目的とした補助金ですね。ですから、意義のある使い方をしてほしいと思います。お金を使わなくても福祉の勉強等ができるような形を考えていただきたいと思います。福祉面での講座や、防犯面でオレオレ詐欺とか振り込め詐欺等の対策の講座をやっていただきたいと思います。いろいろメニューは、あると思いますが、単位クラブは、昔からの感覚で続いているところもある

かもしれないので、補助金を交付している市が、時代が変わってきていることと、いかにメニューを提示してあげるかだと思います。

委員長 受益者負担という考え方が必要だと思います。この事業の受益者は、高齢者本人ですよね。そうであれば、受益者の負担をしっかりと取るべきだと思います。もう1つは、連合会の本部の機能ですけれど、役員はいらっしゃると思いますが、事務は、市がやっているのですか。

担当課 役員の方がやっていて、市は、補助金事務と県、郡との連絡調整をやっています。

委員長 具体的な事は、全て連合会がやっているのですか。

担当課 はい。

委員長 それならばいいのですが、市役所が事務をやるとなると大変ですので、このまま、連合会でやってもらってください。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、これで終わりにします。ありがとうございました。それでは、委員会としての今後の方向性について、意見を伺いたいと思います。4-1 高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金についてお伺いします。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員 私は、整理統合です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員長 私も、縮小して継続です。
委員会の意見としては縮小して継続で、整理統合を少数意見とします。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第11回補助金等評価委員会を終了します。お疲れさまでした。

平成25年11月6日に行われた第11回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 増田 菜子